

誤信による応急手当に関する法整備

仲多度南部消防組合消防本部（香川） 下家 祐一

1 はじめに

総務省消防庁によれば、救急出場において救急隊が現場到着するまでに要する平均時間は近年延長傾向にあり、現在では8分強かかる結果となっている。一方カーラーの救命曲線によれば、心臓停止後わずか3分で生存できる確率は50％程度に低下する。

このことは救急隊の努力のみでは救命することが極めて困難であることを意味し、消防機関による一般住民向けの救命講習や、通信指令員による現着前応急手当の口頭指導が積極的に行われていることから分かるように、救急隊の行う処置と、現場に居合わせる者、いわゆるバイスタンダーの応急手当は、救命という目的に関しては不可分一体であると考えてよいだろう。

しかしながら統計によれば、バイスタンダー目撃ありの心肺停止傷病者の内、応急手当が施されていたのは、平均目撃者数が他県より多いと推測できる東京都であっても平成22年で37％程度である[1]。そして、バイスタンダーが応急手当をしない理由として、誤った応急手当をした場合に責任を問われそうだから、と答える者が少なくないのが現状である[2]。

バイスタンダーによる応急手当を促進するためには、バイスタンダーのこのような不安を軽減できるだけの法的根拠が明確でなければならない。一般的には、バイスタンダーが誤った応急手当をしてしまったとしても、民法第698条（緊急事務管理）、刑法第37条（緊急避難）により民事責任、刑事責任ともにほぼ免責されると説明される[3]。しかし、それは通常、傷病者が実際に心肺停止状態であることが前提となっている。本来であれば、実際には何ら応急手当を要するような状態ではないのに誤信により応急手当を行い傷害を負わせてしまった者の保護に関しては別途検討を要するはずであ

り、極端な例を挙げれば、ただ寝ているだけの人に誤って胸骨圧迫等をして重大な傷害を負わせた場合などについても保護されうるか、明確に説明できなければならないはずである。

そして、応急手当した者が、そのようなケースも含めて不当に不利益を受けることがない法整備ができて初めて、応急手当の際の不安を軽減することができるのである。

ここでは、このように誤信により傷害を負わせたケースを中心に、現在の法整備を確認し、検討する。

2 民事上の損害賠償責任

(1) 緊急事務管理の要件に関する検討

民事法上、応急手当を施したバイスタンダーと傷病者の関係については、民法第698条の緊急事務管理規定が適用される。これは「本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるものでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない」というもので、民法第697条が定める事務管理一般の特則規定である。

では、誤信による応急手当の場合も緊急事務管理を適用しうるか検討する。

まず、緊急事務管理には「急迫の危害を免れさせるために」という要件があるが、客観的には応急手当を要する状態でなかった場合にも「急迫の危害を免れさせるため」と言えるかが問題となる。

この点、下級裁判所が、「事務管理者が急迫性を判断した以上、客観的には誤信によるものであったとしても急迫性の要件を満たす」と判示した例がある[4]。この例は応急手当の事例ではないが、民法第698条は急迫性ゆえの責任の軽減規定であるため主観的の事情が重視されるべきであり、応急手当においてもこの判決の趣旨に沿うべきであろう。但し、下級裁判所の判決には最高裁判所

の判決ほど先例としての拘束力がないため、誤信による場合もこの要件を満たす旨を条文でもって明確に定める必要があるのではないか。

また、別の要件として「重大な過失がないこと」が挙げられているが、誤信による事務管理における重大な過失をどう捉えるべきか問題となる。

しかし、前述の下級裁判所判決の趣旨も考慮し、ここにいう重過失の捉え方については現に心肺停止状態の傷病者に対して応急手当を行う場合と区別すべき理由が見当たらないと言うべきであり、緊急時の応急手当の精神的重圧や準備不足を重点的に考慮した上で、最低限要求しうる注意義務を怠ったかどうかという点から判断すべきであろう。

以上から、誤信による応急手当においても緊急事務管理の要件を満たすかという問題については、一部改善の余地があるにしても、肯定できる可能性は十分にあり、現実には責任追及されるケースは少ないであろう。

(2) 訴訟継続となった場合における証明責任

誤信により応急手当を行ったため賠償責任を負うような場面は現実的には少ないであろうが、その事と、誤信した者が不当に大きな負担を負う危険があるかないかは全く別問題である。すなわち、結果的に損害賠償請求が棄却されるか否かは別として、誤信した者が傷病者側から治療費等の賠償を求めて訴訟を提起される可能性自体は大いにあるだろうし、実際に訴訟を提起されればそれ自体が十分負担である。

その場合、誤信した者が追及されうる責任としては民法第709条の不法行為責任、及び事務管理により生じた注意義務の違反を根拠とする民法第415条の債務不履行責任が考えられる[5]。いずれもその実質は損害賠償責任であるが、両者は訴訟手続きにおいて競合しうるため、いずれによって責任追及するか、原告たる傷病者側で選択可能である[6]。この点が被告、すなわち誤信した

者に過大な負担を強いることにならないだろうか。

不法行為責任を追及する場合、過失等の帰責性の有無については原告側、すなわち傷病者側に立証責任がある。よって、訴訟が提起された場合、傷病者側が、誤信した者に悪意又は重過失があったことを証明すべきことになるであろう。一方債務不履行責任の場合は逆である[7]。よって被告側、すなわち誤信した者が自らに悪意又は重過失がなかったことを証明しなければ免責されないことになるであろう。

気にかかるのは、不法行為責任を追及された場合はまだしも、債務不履行責任を追及された場合、誤信した者が当該帰責性に関する立証責任を負うことである。

一般の債務不履行問題であれば、両当事者間の基礎に契約等の債権債務関係に基づく相互の信頼関係がある以上、債務不履行した者に立証責任を負わせるべきという考えからそのような扱いとなっているようである[8]。

しかし、契約関係を前提としていない応急手当にこの根拠は当てはまらないというべきであろう。また前述のように、応急手当において重過失が認められるケースはほぼ無いといえる。悪意についてはなおさらであろう（ここにいう悪意は相手を害する意思を言うと言われているため[9]）。そうであれば、応急手当に際しての悪意又は重過失の有無について、誤信した者側が負担する立証責任を軽減させるべきではないか。

そこで、応急手当を原因とする損害賠償請求の場合には、不法行為及び債務不履行のいずれを理由とする場合も傷病者側に帰責性の立証責任を負わせるのが妥当と考える（証明責任の転換）。すなわち、損害賠償請求が認められるためには、傷病者が自ら悪意又は重過失の存在につき証明する必要がある、証明できなければ請求棄却判決が下されるというものである。これによって、誤信した者の訴訟係属中の負担は軽減されるはずである。

(3) 好意による無償行為ゆえの賠償額減額について

好意による無償行為により何らかの被害を発生させた場合に、通常不法行為による賠償額が減額される [10]。応急手当の事例ではないが、下級裁判所の判決の中には、好意による無償行為であることを正面から理由として減額しているものがある。もっとも最高裁判所の判例を見ると、そのような例はない[11]。

応急手当の事例においても、この好意による無償行為理論を援用して賠償額を減額できる余地はあるだろう。としても、これは不法行為による賠償責任の理論であり、債務不履行を前提としたものではない。

しかし前述の通り、緊急事務管理から生じた賠償の場合は、契約等の債権債務関係に基づく相互の信頼関係が基礎となっているわけではない。よって緊急事務管理による債務不履行責任においても、好意による無償行為の理論を積極的に採用して賠償額を減額することが望ましいのではないか。

3 刑事上の責任

刑法上、応急手当により傷害を負わせた、あるいは（想定しにくい）死亡させた者は、過失致死傷罪あるいは重過失致死傷罪に問われる可能性がある[12]。

(1) 過失致死傷罪及び重過失致死傷罪について

刑法第209条及び第210条は、過失致死傷罪について、「過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する」、「過失により人を死亡させた者は、50万円以下の罰金に処する」と定める。

ここにいう過失とは、「注意すれば結果を認識することができ、結果を回避し得たにもかかわらず、不注意により認識を欠き結果を回避しなかったこと」と説明される。

また、刑法第211条は重過失致死傷罪について、「・・・5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大

な過失により人を死傷させた者も、同様とする」と定める。

これは、先に示した刑法第209条、第210条の加重類型であり、注意義務の違反の程度が甚だしい場合や、結果の予見が極めて容易である場合を想定している。

但しこれらにおいて過失が認定されるには、前提として法的注意義務が存在しなければならず、この場合の注意義務は医師が医療機関において処置する場合のような高度な注意義務とは異なり、一般人の基準において通常要求される程度の注意義務を指す。

よって誤信による応急手当であっても、実際に有罪判決を受けるケースは少ないと言える。

しかし、そうとはいえ刑法が求めるべき社会秩序の維持や被害者側の人権尊重を軽視することはできず、加害者としての帰責性があつた場合には、当然過失致死傷罪ないし重過失致死傷罪が問われる可能性がある。

(2) 緊急避難について

前述の過失犯の成否の問題に続いて、ここでは緊急避難について検討する。

一般的な応急手当においては、もし傷病者に傷害が発生したとしても、刑法上の緊急避難の規定によって罪に問われることはまずないと説明されることがある。では誤信による応急手当の事例において、この緊急避難の規定はどのように扱われるだろうか。

緊急避難の根拠は刑法第37条であり、「自己または他人の生命、身体、自由または財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為で、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない」と定められている。しかし、誤信による応急手当の場合は「現在の危難」が存在しないため、同条が定める要件を満たさず、どう処理すべきか問題が生じる。

通常、「現在の危難」がないのにあると勘違いし、危難を避ける意思で何らかの行為をし、害を生じさせたようなケースを誤想避

難と呼び、誤信による応急手当によって傷害を負わせた場合も、誤想避難の問題になると考えられる。

誤想避難の事例をどう処理するかについては明確な規定がないが、一般的に、具体的事情を考慮した上で、誤信につき過失があった場合にはやはり過失犯としての責任を負うものとされる[14]。

要するに、いずれにせよ過失が認定されれば（重）過失致死傷罪が成立しうることになる。

(3) 刑罰について

誤信による応急手当により（重）過失致死傷罪が成立し、訴訟に発展したものと仮定して、刑罰についてはどう考えるべきか。

そもそも刑罰は、一般的に応報のため、更生のため、犯罪防止のためにあると言われる[15]。応報、更生のためという目的は応急手当においてはここでは性質的に当てはまらない考える。犯罪防止のため、という目的は当てはまるものと考えることができるとしても、バイスタンダーの応急手当自体は実施することが推奨されるものであり、また通常は善意で行われるものであるから、例えば大型荷物を搬送中に不注意で人にぶつけて怪我をさせたなどの、通常の（重）過失致死傷罪が予定する場面と同じように刑罰を科すことは適当でないと考える。

しかし現行の刑法に従えば、応急手当による過失犯は通常の（重）過失致死傷罪と同じ区分で刑罰が定められ、法律上の減刑事由が特別定められているわけでもないため、刑の減軽は裁判官の酌量に期待する他ないことになる。

この点、例えば刑法第257条が、盗品譲り受けに関する罪を一定の親族間で犯した場合は刑を免除する旨定めているように、罪が成立しても、ある事情の下では一定の目的や理由のために必ず減刑または免除をしなければならないと定めている例がある。

このようなものを必要的減刑・必要的免除というが、同様に、誤信とはいえ善意で応急手当を行った者を保護し、応急手当の実施を促すという目的を重視するのであれば、応急手当一般に関し

ては、過失犯が成立したとしても必要的減刑や必要的免除を認める等の立法措置を検討すべきではないか。

4 最後に

ここではバイスタンダーが容態を誤信した場合の法整備について、主に当事者に過剰な負担が強いられていないか、法の根拠について明確性があるかという観点から考察を行った。

とはいえ、海外における「善きサマリア人の法」のようなものがない日本においては、応急手当について特に規定した法律が存在せず、民法や刑法のような一般法の解釈によるしかないのが現状であるから、誤信した者の保護について法の根拠を説明する上で、不明確さを否定できない部分がある。

よって、ここに提案したような、誤信し応急手当した者に対して認めるべき数種の特別措置を一括して民法や刑法の特別法として新たに制定し、明確にする必要があるように思う。

そのような法整備が実現することによって初めて、バイスタンダーの不安を軽減させることができるのである。

参考文献等

- [1] 第31期東京消防庁救急業務懇話会 東京消防庁救急業務懇話会答申書「バイスタンダーとして誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策はいかにあるべきか」 p5
- [2] 東京消防庁 平成23年消防に関する世論調査
- [3] 橋本雄太郎「救急活動をめぐる法律問題」 荘道社 p28
救急蘇生法の指針 2010(市民用・解説編) p33
- [4] 昭和33年3月17日新潟地方裁判所判決
- [5] 加藤雅信「新民法大系Ⅴ 事務管理、不法利得、不法行為」 有斐閣 p15
- [6] 内田貴「民法Ⅱ 第3版 債権各論」 東京大学出版会 2011年2月 p333
- [7] Wikipedia「損害賠償」
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%90%8D%E5%AE%B3%E8%B3%A0%E5%84%9F>
- [8] ビジネス実務法務受験ノート
「不法行為による損害賠償責任と債務不履行による損害賠償責任との関係」
http://newgoods.at.webry.info/201004/article_19.html
- [9] 内田貴「民法Ⅱ 第3版 債権各論」 東京大学出版会 2011年2月 p557
- [10] 昭和58年2月25日津地方裁判所判決・昭和58年4月21日津地方裁判所判決
- [11] 加藤雅信「新民法大系Ⅴ 事務管理、不法利得、不法行為」有斐閣 p343
- [12] 交通事故現場における市民による応急手当促進方策委員会報告書
- [13] 前田雅英「刑法総論講義」 東京大学出版会 p392
- [14] 前田雅英「刑法総論講義」 東京大学出版会 p389
- [15] 加藤晋介「加藤晋介の刑法入門」 自由国民社 p17